

法 学 第 141 号
平成 30 年 5 月 9 日

各 私 立 学 校 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 竹内

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

30文科生第107号
平成30年4月27日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
国 立 教 育 政 策 研 究 所 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 長
独 立 行 政 法 人 国 立 青 少 年 教 育 振 興 機 構 理 事 長
独 立 行 政 法 人 国 立 女 性 教 育 会 館 理 事 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
独 立 行 政 法 人 国 立 特 別 支 援 教 育 総 合 研 究 所 理 事 長
独 立 行 政 法 人 教 職 員 支 援 機 構 理 事 長

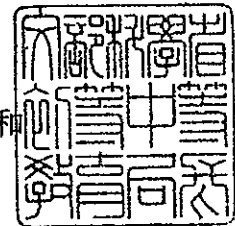
殿

文部科学省生涯学習政策局長
常 盤



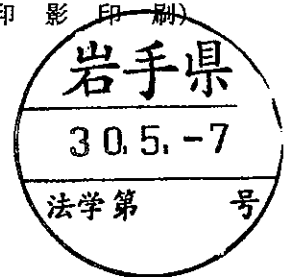
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
高 橋 道 和



(印影印刷)

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」
について（通知）



この度、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号。以下「法律」という。）に基づき、別添のとおり、第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「本計画」という。）を閣議決定しました（本年4月20日）。

これは、政府がおおむね5年ごとに策定するもので、子供の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針を示すものです。

本計画の策定に当たり、特に高校生の不読率が依然として高い現状について要因の分析を行ったところ、①中学生までの読書習慣の形成が不十分であること、②高校生になり読書の関心度合いの低下が見られること、③スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性があることが明らかになり

ました。本計画においては、このような状況を踏まえた取組を進めていくこととしていきます。

については、貴職におかれましても、特に下記の点に留意して、各種施策のより一層の充実を図られるようお願いいたします。また、このことについて、域内の市町村教育委員会、市町村長、所管又は所轄の学校・図書館その他の教育機関及び学校法人、関係団体等に対しても、基本計画の趣旨・内容等について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 読書習慣の形成に向けた発達段階ごとの効果的な取組の推進

読書習慣の形成に当たっては、乳幼児、児童、生徒一人一人の発達や読書経験に留意した取組が重要となります。また、学校種間の接続期において生活の変化等により子供が読書から遠ざかる傾向があることを踏まえ、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることも重要です。このような点に留意し、家庭、地域、学校が連携した取組を進めていただくようお願いいたします。

2. 友人同士で本を薦め合うなどの読書への関心を高める取組の充実

成長に伴い他の活動への関心が高まり、相対的に読書への関心度合いが低くなっている子供も見られることから、読書への関心を高める取組を行うことが重要です。これに当たっては、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられます。既に各地域で行われている読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)の実施等、引き続き、子供の自主的、自発的な読書活動を充実していただくようお願いいたします。

3. 都道府県及び市町村における子供の読書活動の推進

1. 2. の取組を着実に実施するため、都道府県及び市町村においては、子供の読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な環境及び体制を整備するとともに、推進法第9条に基づく子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画の策定を進めていただくようお願いいたします。

特に、都道府県におかれましては、町村における図書館の設置や計画の策定が十分に進んでいない状況を踏まえ、必要な支援、助言等を行っていただくようお願いいたします。

また、都道府県及び市町村において、福祉部局等との連携や、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備していただくようお願いいたします。

なお、国においては、スマートフォンの普及等の情報環境の変化による子供の読書環境への影響の可能性について本計画の実施期間中に実態把握・分

析を行う予定です。このようなデータや優良事例等の情報を引き続き収集・分析・提供してまいりますので、施策の充実に御活用ください。

4. 学校等における子供の読書活動の推進

平成29年及び30年に公示された学習指導要領において、学習の基盤となる言語能力の育成が重視されていることも踏まえ、言語活動の充実に加え、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することとされました。学習指導要領改訂等も踏まえ、所管・所轄の学校等において、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有等により、様々な図書に触れる機会の確保に努めるとともに、全ての子供が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うことにより、発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう効果的な取組を実施していただくようお願いします。

また、特別支援学校を含む全ての学校において障害のある子供が豊かな読書活動を体験できるよう、様々な形態の学校図書館資料の整備を図るとともに、自発的な読書を促す取組を進めていただくようお願いします。

読書指導等の核となる学校図書館については、平成29年度から平成33年度までを期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定に伴う地方財政措置の予算化等を通じ、学校図書館資料の計画的な整備、学校図書館への新聞配備及び司書教諭・学校司書の配置等を推進し、学校図書館の整備充実に努めていただくようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省生涯学習政策局

青少年教育課 事業係

TEL 03-5253-4111(内線2056, 3484)